

1. 題名

「貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令」について

2. 改正の趣旨

本政令は、令和 7 年 6 月に議員立法として成立した貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 60 号）の一部の施行に伴い、真荷主及び第一種貨物利用運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者が相互に交付する運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続を定めるものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 6 号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

公 布：令和 7 年 11 月 27 日

施 行：令和 8 月 4 月 1 日

6. 問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

TEL：03 - 5253 - 8575

【参照条文】

○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条（略）

2・3（略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～五（略）

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七・八（略）